

学位論文題名

中近世ロシアにおける「ノヴゴロドの異端者」の研究

－モスクワ大公国・正教会・「異端者」－

学位論文内容の要旨

本論文は序章（「はじめに」）と3部（6章）の全7章から構成されている。

序章は「異端者」に関する詳細な研究史である。ここでは帝政期およびソヴィエト時代の諸研究を通観した後、画期となったルリエーの研究（1960年）、それに対する近年の研究者による批判（ヘッシュ、ハウレット、プリグーゾフら）を検討し、最後に独自の立場を明らかにしている。それによれば、従来の研究者はもっぱらヨシフの『啓蒙者』の情報に依拠して「異端者」像を構築してきたが、『啓蒙者』は傾向的な著作であること、従ってそこに含まれる情報のうちどれが利用可能で、どれが利用不能であるか、またこの著作の意図は何であったか、を明らかにすべきことを主張する。本論文の中心的課題は『啓蒙者』の原初テキストを明らかにし、それに基づいて、「異端者」像を再構築することにあることが示される。

第一部、第一章は、1490年教会会議において断罪される「異端者」の実像をさぐることを課題とする。『啓蒙者』によれば、ノヴゴロドに出現した「異端者」はノヴゴロド大主教ゲンナージーの摘発をうけ、1490年のモスクワにおける教会会議により異端として処罰されたが、それで存在を止めたわけではなく、その後も一部の「異端者」がモスクワへ逃れ、モスクワ大公の宮廷にまで勢力を広げつつ、1504年の教会会議で火刑に処されるまで活動を続けたとされていた。申請者によれば、これは『啓蒙者』の傾向的な記述に惑わされた誤った見方である。申請者はこの時期の「異端者」の研究には、主にゲンナージーの諸書簡に依拠すべきこと、また彼が「異端者」を告発するに至った動機と告発経過を明らかにする必要性のあることを主張する。申請者が到達した結論は、「異端者」は何か一体的集団を形成していたわけではなかったこと、彼らが断罪された理由は、彼ら自身が大主教を批判していたことに求められること、しかし彼らは表向き主に、「反三位一体」的主張とイコンに対する冒涜の二点で告発されたこと、その他の罪状はヨシフによる後代の付け足しであったことである。

第二部は1490年代前半（1490年教会会議以後、府主教ゾシマの退位まで）の異端を検討対象とする。この時期の異端は、申請者によれば、「異端者」ではなかった。すなわち、1490年教会会議で断罪された「異端者」とは異なる存在であった。これを「異端者」とみなして追及したのはヨシフ・ヴォロツキーであった。ヨシフはこの時期、異端によって初めて主張された二つの反正統教会的主張を、『啓蒙者』において、あたかもすでに「異端者」が主張していたものとして記述することにより、90年代前半の自らが告発すべきであると考えていた相手（90年代前半の異端）をも「異端者」として断罪したのである。

第二章はこのような新たな主張の一つ「七千年終末」説について検討する。ヨシフは、ロシア暦七千年（西暦1492年）に世界の終末を予想した異端的主張を、『啓蒙者』第8-10章において詳細に論じ反論を加えたが、彼によればこの主張は「異端者」のものであった。ヨシフはこのようにして90年代前半に現れた反教

会的潮流を、すでに教会により 1490 年に断罪された「異端者」と同じ存在として、厳罰に処することを望んだのである。申請者は『啓蒙者』第 8-10 章をその基となったヨシフ自身の諸書簡と比較検討し、ヨシフがこの七千年終末説を 1490 年教会会議後に、『啓蒙者』を編集する段階でつけ加えたことを明らかにした。

第三章は同様の新たな異端的教説の一つ「修道制批判」について検討する。申請者は、ここでも従来の諸研究が「異端者」に帰した「修道制批判」がヨシフの傾向的な見解（『啓蒙者』第 11 章）に基づくものであること、「修道制批判」は本来 90 年代前半の異端らが初めて行なったものであることを、刊行・未刊行史料の分析に基づいて論証する。

第四章は従来の研究者がもっぱら依拠してきたヨシフの『啓蒙者』のテキスト分析にあてられる。申請者の到達した結論は次の通りである。すなわち、『啓蒙者』原初版（11 章版）は、ルリエーらが主張したように 1502-1504 年ではなく、1492-1494 年に編まれたこと、したがって、それを序文の表題にある通り「異端者」に対する論駁書とみて、「異端者」が 1480 年代から 1504 年の教会会議に至るまで一貫して存在した反教會的集団とみることはできないこと、ヨシフは、本来は「異端者」をではなく、府主教ノシマを告発するために本書を著したことである。

第三部は 15 世紀 90 年代末から 1504 年教会会議に至るまでの「異端者」の検討にあてられる。

第五章はノヴゴロドを逃れモスクワに来た「異端者」の検討にあてられ、それらが実は「異端者」とは何の関係もなく、それぞれ個別の理由でヨシフや、部分的にはモスクワ大公自身によって断罪され、処罰されたことを明らかにした。こうして 1504 年に処罰されたのは、次の三グループである。第一は、大公の書記のフョードル・クーリツィンのグループである。かれらはすでに 15 世紀 80 年代にゲンナージーによって告発されていたが、「異端者」ではなく、おそらくヨシフ自身も積極的に追及しようとした存在ではなかった。第二のグループは、大公の、すでに故人であった長男小イヴァンの妻エレーナとその子（大公の孫）ドミトリーらである。かれらも「異端者」とは無関係であったにもかかわらず、大公位継承争いのなかで敗北し、「異端者」として処罰されるに至ったという。第三のグループは貴族リャポロフスキーらである。かれらも同様に「異端者」ではなく、当時の対リトアニア外交政策をめぐる問題のなかで処罰されたとする。

第六章は「異端者」問題の最終段階である 1504 年のモスクワ教会会議をめぐる諸問題の検討にあてられる。従来「異端者」はこの会議で最終的に火刑の宣告を受け、根絶されたと考えられてきたが、申請者は、この年にはモスクワとノヴゴロドで二度の教会会議が行なわれたことを指摘し、しかも両会議は異なる目的をもっていたことを主張する。すなわちモスクワでは、「異端者」は対リトアニア外交での失策のゆえに（書記イヴァン・ヴォルク・クーリツィンら）、また大公の嫁エレーナ側についた廉で（イヴァン・マクシモフら）、火刑に処されたという。その主導者は大公自身で、ヨシフは大公の求めに応じて彼に助力したにすぎないとする。次にノヴゴロドでは、修道院所領の国有化政策を支持し推進役でもあった同地の修道院長カシアンらが火刑に処され、それを主導したのはヨシフその人であったという。

以上、従来の諸研究では、「異端者」は 1480 年代後半以降恒常的に存在し、一つの運動として正教会やモスクワ国家の政治情勢に大きな影響力を与えたために、正教会により摘発され、1504 年に根絶されたとされてきた。しかし申請者によれば、こうした見方は事実とは大きく異なっていた。すなわち 1490 年の教会会議で断罪された人々を「異端者」とすれば、その後にモスクワで存在し、ヨシフの激しい摘発を受けた者たちは「異端者」ではなかった。ヨシフや大公は 90 年代にはそれぞれ独自の摘発対象を追及したのであり、それらを厳しく処罰するために「異端者」として告発したのである。従って一つの大きな運動組織である「異端者」と正教会との「戦い」などは実際には存在しなかった、と考えるべきであるという。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 栗生澤 猛 夫

副 査 助教授 山 本 文 彦

副 査 教 授 河 内 祥 輔

学 位 論 文 題 名

中近世ロシアにおける「ノヴゴロドの異端者」の研究

－モスクワ大公国・正教会・「異端者」－

本論文は15世紀末から16世紀初頭のロシアに現れた「ノヴゴロドの異端者」（以下「異端者」と略記する）の実態を明らかにしようとした研究である。これは、研究史上は「ユダヤ派異端」ないし「ノヴゴロド・モスクワ異端」などと呼ばれ、ロシア正教会がビザンツ（コンスタンティノープル）正教会から自立し独自の歩みを始めた時期、また政治的にはモスクワ大公国がロシア国内を統一し、中央集権的な政治体制を創出し始めた時期に現れた、ロシア最初の本格的な異端運動とみなされてきたものである。

この「異端者」について、申請者は、従来の諸研究によって立つ史料的基盤の脆弱性や方法論的欠陥を指摘し、これまでの研究者は「異端者」の性格また実態を十分に明らかにしえなかったと考えた。確かに、帝政期（ロシア革命以前）の研究では、それはもっぱらロシア正教会に対する教義的な批判運動と狭く規定される一方で、「異端者」の教義的主張の具体的側面については十分に明らかにされてこなかった。またソヴィエト時代には逆に、都市民を中心とする広汎な反封建運動であるとして、中世西ヨーロッパにおける異端運動との共通性が指摘されたり、またときには当時の政治動向と結びつけられたりするなどきわめて広く捉えられてきたが、その史料的根拠は示されぬまま、いわば歴史理論的にのみ考察されていたのである。

申請者は以上の如き従来の研究のあり方を根本的に問い直し、本異端に対する新たな見方を提唱している。具体的にはまず、申請者は関連史料群を全面的に分析、再検討し、これまで研究者が主に依拠してきた史料（ヨシフ・ヴォロツキーの『啓蒙者』）の傾向性を明らかにする。ついで、『啓蒙者』のテキスト分析、その成立史に関する詳細な検討を行なった上で、独自に設定した時期区分にしたがってその時々の異端の姿を明確にし、従来の研究者による異端像の欠陥を明らかにする。こうした分析作業をへて申請者は「異端者」の実像に関する独自の見解を提唱している。

本論文は以下の点で当該研究領域に対し大きな学術的貢献を行なったものとみなしうる。

まず第一に、本主題に関わる従来の諸研究（ロシア・ソ連と欧米、日本）をあらためて全面的に再検討し、その史料基盤の脆弱性を明確に指摘したこと（研究史の検討の十全性）。

第二に、本主題に関わる諸史料を、写本史料を含めてほぼ完全に検討したこと。とりわけ根本史料であるヨシフ・ヴォロツキー『啓蒙者』原初版のテキスト論的研究（本論文第4章）は本論文の白眉をなすものと評価できる。

第三に、その上で本主題について、1) 研究史上とりあげられてきたほとんどすべての問題点を検討の対

象としたこと、2)「異端者」存在の歴史的過程をその最初から最後まで論じ尽くしたこと。このようにして提示された本論文の「異端者」像はきわめて独創的、かつ史料に基づいたものであると評価できること。本論文の結果、イヴァン三世治世末期（15世紀末から16世紀初頭）の政治史、国家・教会関係史は、部分的に従来とは異なったものとして把握しなおす必要が出てきたといえる。

もとより本論文にも問題点、また今後さらに検討されるべき点がないわけではない。たとえば、申請者は、ヨシフが彼以前の著作者の見解を引き写したという理由で、彼自身は当の対象を知らなかったと結論づけるが、こうした認識を一般化できるかどうかについては、慎重であるべきであろう。著者の認識方法には、テキスト分析の結果を絶対化し、そこから歴史的現実を判断しようとする傾向がある。また申請者のテキスト分析であるが、そこには一部に厳密性に欠け、検討しきれていない部分がある。それらは今後さらに緻密な分析が加えられなければならない。さらに第三部で申請者は、ヨシフらによる「異端者」審問の方法がその後モスクワ国家の政治の舞台においても適用されたと主張するが、これはまだ論証が不十分で仮説にとどまるというべきであろう。本論文の構成についても、第4章を最初にもってくるなど、改善すべき点があると考えられる。また表現や表記法についてはさらに推敲が求められるところがある。

しかしこうした点は本論文が達成した当該期のモスクワ国家と教会の関係史に対する多大な貢献をいささかも低めるものではないというべきである。

本委員会は、提出された申請論文を慎重に審査し、また口述試験を行なって十分に審議を重ねた結果、上述のごとき本論文のもつ高い学術性に鑑み、全員一致で宮野 裕氏に博士（文学）の学位を授与することが妥当であるとの結論に達した。